

September

2018

JSKグループ (税理士・会計士・社労士・行政書士)

事務所通信

【最新の事業承継税制・M&A活用セミナー】を開催します。中小企業の存続・発展に向けて、事業承継問題は避けては通れません。「誰でも」「いつかは」「必ず」来る“事業承継問題”に向けて相続税・贈与税の特例をつくって、国はどんな後押しをしてくれるようになったのか？自社にあった承継方法の決め方は？親族・役員・従業員へ社内承継？思い切ってM&Aで外部へ事業譲渡？「事業承継」って気にはなっているが・・・「日々の経営で精いっぱい」「何から始めればよいかわからない」「誰に相談すればよいかわからない」。。。ひとつでも当てはまる皆様、10月からスタートする事業承継無料セミナー、どうぞこの機会にお越しくださいませ。

2018年9月号

- 災害支援に
ふるさと納税制度が活用できます
災害義援金と“ふるさと納税”
- 6月末に成立した
働き方改革関連法とは
- 経済センサスからみる
業種別の付加価値率
- LINEの次に利用されている
SNSは？

JSKグループ (税理士・会計士・社労士・行政書士)

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル5階

TEL : 03-3225-6400 FAX : 03-3225-6405

MAIL : info@tfsnavi.com

災害支援にふるさと納税制度が活用できます 災害義援金と“ふるさと納税”

個人の方が災害義援金を送金した場合、一定の要件を満たせば、税務上“ふるさと納税”として、所得税と住民税の負担を減らすことができます。

■ 災害支援目的の“ふるさと納税”

災害が発生して、個人の方がその被災地の都道府県や市区町村など、いわゆる“被災自治体”へ義援金を送金した場合、当該被災自治体に対する寄附金として、“ふるさと納税”の取扱いを受けることができます。

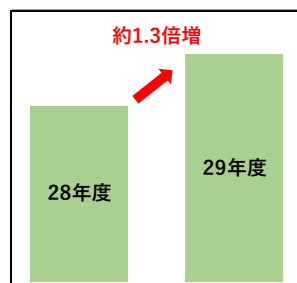
■ “ふるさと納税”の概要

“ふるさと納税”とは、個人が行った自治体への寄附のうち、上限はありますが原則として、2,000円を超える部分について、所得税あるいは住民税から控除してもらえ、制度をいいます。ただし、原則として確定申告をする必要があります。



“ふるさと納税”の控除イメージを示すと、下図のとおりです。

ちなみに、平成30年7月6日付で公表された総務省の「ふるさと納税現況調査結果」によると、ふるさと納税の平成29年度の実績は、受入額が約3,653億円、納入件数が約1,730万件となり、ともに前年対比でおよそ1.3倍の伸びを示しています。

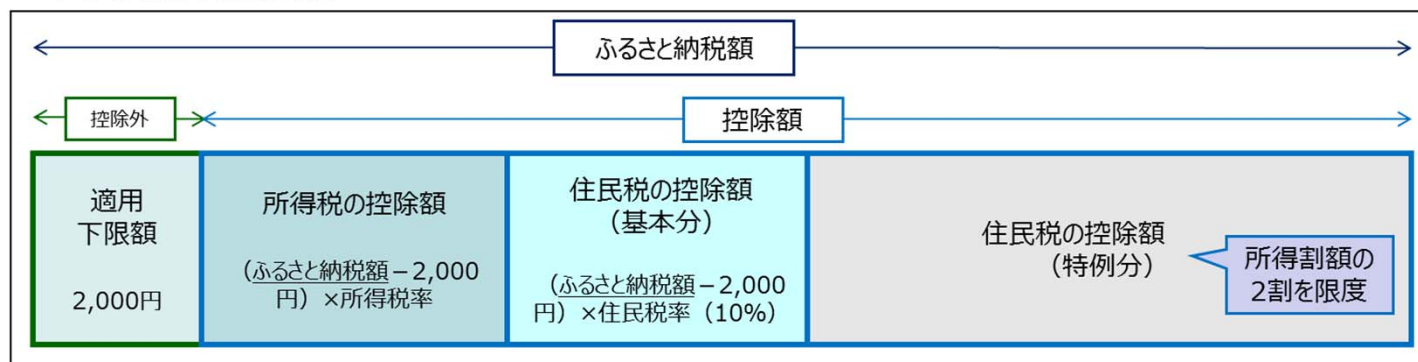


■ 平成30年7月豪雨にも適用

西日本を中心に広い範囲で被害に見舞われた平成30年7月豪雨では、被害の大きな地域に災害救助法が適用されました。災害救助法の適用を受けた災害については、先述の被災自治体へ直接義援金を送金する以外にも、日本赤十字社や中央共同募金会など、被災者の支援を行う募金団体が受け付ける義援金で、その全額が義援金分配委員会等を通じて被災自治体に配分され、最終的に被災住民へ届く一定の義援金についても、“ふるさと納税”として取扱われます。

このように、被災自治体へ直接寄附をしなくても、“ふるさと納税”制度を活用し、被災者支援を行うことができます。

<ふるさと納税控除額>



「ふるさと納税制度の概要」(総務省 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000254924.pdf)) をもとに作成

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」

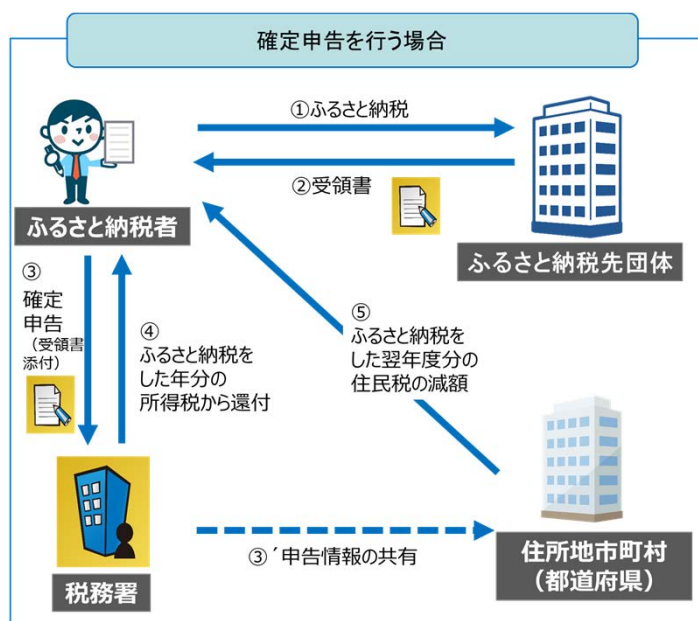
先述のとおり、「ふるさと納税」を利用するには、原則として確定申告をする必要があります。ただし、本来確定申告が不要なサラリーマンなどについては、わざわざ「ふるさと納税」をするためだけに確定申告を行わなくても、同様の効果が得られる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することもできます。

確定申告を行う場合と「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用する場合の手続きは、右図のとおりです。

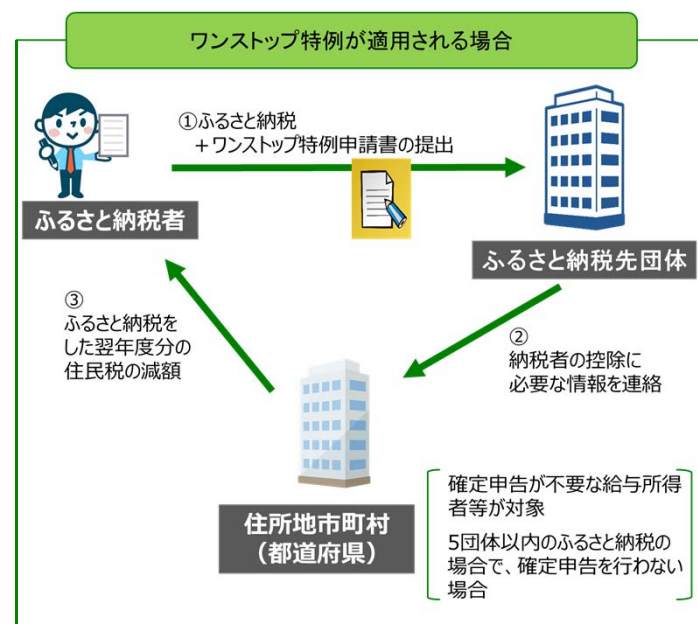
「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用できる注意点としては、先の要件の他、寄附先が5団体までとなっている点です。

また、実際に寄附をする際に一定の申請書を、寄附先へ提出しなければなりません。一定の事務手続きが必要な点にも注意しましょう。

これらの他、日本赤十字社や中央共同募金会などが募集する義援金の送金については、「ふるさと納税」に該当したとしても、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することはできません。この場合、「ふるさと納税」を利用するには、原則どおり確定申告をしなくてはなりません。また、確定申告をする場合には、同じ年に「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することはできません。あわせて確定申告をする点にもご留意ください。



「ふるさと納税制度の概要」(総務省) (http://www.soumu.go.jp/main_content/000254924.pdf) をもとに作成



「ふるさと納税制度の概要」(総務省) (http://www.soumu.go.jp/main_content/000254924.pdf) をもとに作成

認定NPO法人等に支払う寄附金

上述の募金団体以外に、被災地の救援活動や被災者への救護活動など行っている認定NPO法人等の特定非営利活動事業に対する支援については、「認定NPO法人に対する寄附」として、所得税や住民税の負担を軽減することはできますが、「ふるさと納税」の取扱いはありません。

6月末に成立した 働き方改革関連法とは

平成30年の通常国会において、最重要法案として位置づけられた働き方改革関連法が遂に成立しました。今回の改正では、時間外労働の上限規制など、企業の労務管理に大きなインパクトを与える内容が含まれています。そこで、改正法の施行スケジュールと企業に求められる取組みを確認しておきましょう。

働き方改革関連法とは

今回成立した働き方改革関連法は、労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法など8つの法律を一つにまとめた法律の総称です。この中から主要な実施項目と施行スケジュールをまとめると、下表のとおりとなります。

中小企業においては、一部の改正内容の施行が大企業よりも1年遅れとなるものがあることから、まずは施行日を確認し、対応を検討しましょう。

実務に影響を及ぼす改正内容

今回の改正内容のうち、実務で特に影響が大きいとされるものに、「時間外労働の上限規制の導入」があります。これに関して、次の3つの改正が実施されます。

- ①時間外労働の上限については、月45時間、年360時間（1年単位の変形労働時間制の場合、月42時間、年320時間）の限度時間以内とする（現在の告示事項を法律上の義務とする）。
- ②特別条項を締結する場合においても、上回るできない年間の時間外労働時間を年720時間とする。
- ③②の年720時間以内において、時間外労働時間を単月では100時間未満、2～6ヶ月平均では80時間以内（いずれも法定休日労働を含む）とする。

これにより、1年のうち、少なくとも6ヶ月については時間外労働を月45時間以内に収めなければ直ちに法律違反となります。そのため、慢性的に時間外労働が月45時間を超えている場合は、時間外労働の削減に向けた取組みをスタートさせましょう。

表 主要な実施項目と施行日のスケジュール

実施項目		2019/4	2020/4	2021/4	2022/4	2023/4	2024/4
時間外労働の上限規制の導入	大企業	●	→	→	→	→	→
	中小企業		●	→	→	→	→
年次有給休暇5日の取得義務化	共通	●	→	→	→	→	→
フレックスタイム制度の見直し	共通	●	→	→	→	→	→
高度プロフェッショナル制度の創設	共通	●	→	→	→	→	→
医師面接制度の見直し／労働時間の把握強化	共通	●	→	→	→	→	→
月60時間超の時間外労働割増賃金率引上げ	中小企業					●	→
上限規制の適用猶予／除外の事業・業務見直し	共通						●
勤務間インターバル制度の導入（努力義務）	共通	●	→	→	→	→	→
同一労働同一賃金への対応	大企業		●	→	→	→	→
	中小企業			●	→	→	→

その他、「年次有給休暇（年休）5日の取得義務化」については、付与日から1年の間に最低5日の年休を取得することが求められます。従業員の中には年休を1日も取得しない人や取得できない人がいる企業もみられることから、まずは年休を取得しやすい雰囲気をつくる、会社で計画的付与を実施するなど、取得に向けた環境づくりが求められます。

経済センサスからみる 業種別の付加価値率

今年6月に平成28年経済センサス活動調査※の結果が発表されました。ここではその結果から、業種別に売上高や付加価値額の増減などをみていきます。

売上高、付加価値額ともに増加

上記調査から、27年の売上高や付加価値額、付加価値率を業種別にまとめると下表のとおりです。27年の売上高は1624兆7143億円で、23年から21.7%の増加となりました。23年は消費税率が5%であったことから、単純な比較はできませんが、すべての業種で売上高が増加しました。

付加価値額は289兆5355億円で、23年よりも18.3%の増加です。医療、福祉を除くすべての業種で23年よりも高くなりました。

付加価値率は全体では17.8%

売上高と付加価値額から付加価値率を求めると、全業種の合計では17.8%となりました。最も付加価値率が高いのは教育、学習支援業の47.0%でした。一方、最も低いのは卸売業、小売業の10.8%でした。また全業種の合計17.8%よりも低いのは、5業種となりました。

自社の付加価値率は同業種と比較して高いのか低いのか、比べてみてはいかがでしょうか。課題が見つかるかもしれません。

産業大分類別売上高と付加価値額、付加価値率

産業大分類	売上高				付加価値額				付加価値率
	27年 (百万円)	23年から の増減率 (%)	合計に占 める割合 (%)	1企業当たり 売上高 (万円)	27年 (百万円)	23年から の増減率 (%)	合計に占 める割合 (%)	1企業当たり 付加価値額 (万円)	
合計	1,624,714,253	21.7	100.0	46,206	289,535,520	18.3	100.0	8,074	17.8
農林漁業（個人経営を除く）	4,993,854	28.6	0.3	20,148	1,178,680	33.2	0.4	4,737	23.6
鉱業、採石業、砂利採取業	2,044,079	186.1	0.1	159,320	662,424	372.1	0.2	51,192	32.4
建設業	108,450,918	30.1	6.7	26,493	20,820,738	33.5	7.2	5,084	19.2
製造業	396,275,421	15.5	24.4	108,304	68,789,093	21.8	23.8	18,791	17.4
電気・ガス・熱供給・水道業	26,242,446	20.0	1.6	2,629,504	4,023,034	43.6	1.4	397,141	15.3
情報通信業	59,945,636	25.9	3.7	157,590	16,001,637	24.1	5.5	41,869	26.7
運輸業、郵便業	64,790,606	17.9	4.0	100,238	16,651,557	16.5	5.8	25,752	25.7
卸売業、小売業	500,794,256	20.6	30.8	63,024	54,163,341	19.0	18.7	6,814	10.8
金融業、保険業	125,130,273	9.8	7.7	460,190	19,153,183	3.4	6.6	70,022	15.3
不動産業、物品賃貸業	46,055,311	29.1	2.8	16,552	9,460,350	13.1	3.3	3,394	20.5
学術研究、専門・技術サービス業	41,501,702	43.6	2.6	23,937	15,164,318	41.9	5.2	8,718	36.5
宿泊業、飲食サービス業	25,481,491	27.5	1.6	5,709	9,604,077	30.3	3.3	2,151	37.7
生活関連サービス業、娯楽業	45,661,141	22.4	2.8	13,372	7,715,574	20.8	2.7	2,259	16.9
教育、学習支援業	15,410,056	10.7	0.9	14,573	7,246,425	9.8	2.5	6,847	47.0
医療、福祉	111,487,956	49.6	6.9	40,381	20,666,306	-14.4	7.1	7,481	18.5
複合サービス事業	9,595,527	28.4	0.6	171,379	3,783,665	60.5	1.3	67,493	39.4
サービス業（他に分類されないもの）	40,853,581	23.3	2.5	25,130	14,451,119	24.0	5.0	6,287	35.4

総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」より作成

※総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」

一部の事業所を除く、国内すべての事業所・企業を対象に28年に行われた調査です。売上高等は27年1年間の数字で、原則税込みです。ここでの付加価値額は、次の計算式を用いています。

付加価値額＝売上高－費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）＋給与総額＋租税公課

また、これらの数字は必要な数値が得られた企業を対象に集計したものです。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/gaiyo.html>

LINEの次に利用されているSNSは？

SNSというと、皆様はどのサービスを連想するでしょうか。ここでは、今年6月に消費者庁から発表された調査※の結果から、SNSの利用状況やサービスの種類別の利用割合などをみていきます。

■ SNSの利用割合は50%程度

上記調査結果によると、この1年間のSNSの利用頻度は回答者全体で、ほとんど毎日利用している割合が32.6%、毎日ではないが利用している割合が17.7%で、50.3%がSNSを利用しています。次に、ほとんど毎日利用している割合を年代別にまとめると、表1のとおりです。

【表1】年代別SNSをほとんど毎日利用している割合 (%)

	男性	女性
15～19歳	73.0	77.7
20～29歳	70.0	86.3
30～39歳	49.7	68.1
40～49歳	38.2	53.3
50～59歳	27.8	34.8
60～69歳	8.5	10.0
70～79歳	2.8	3.0
80歳以上	1.2	1.6

消費者庁「平成29年度消費者意識基本調査」より作成
男性、女性ともに10～20代の利用割合が高く、70%を超えています。男性は30代以上に

なると、ほとんど毎日利用している割合が50%を下回ります。女性は50代以上で同様な傾向がみられます。

■ 最も利用されているのはLINE

次に、SNSを利用している人が最も利用しているサービスを年代別にまとめると、表2のとおりです。男女ともすべての年代で、LINEの利用割合が最も高くなりました。LINEの次に利用されているサービスは、男性は30代まではTwitter、40代以上はFacebookとなっています。女性は20代まではTwitterで、30代はInstagram、40～70代はFacebookとなりましたが、30代以降は2番目に高い利用率でも一桁となっており、LINEの利用率の高さが際立っているといえます。

自社のビジネスにSNSを利用する場合は、年代や性別から利用するSNSを選択することが重要です。

【表2】年代別最も利用しているSNS (%)

	LINE		Facebook		Twitter		Instagram		Snapchat		その他		無回答	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15～19歳	78.5	67.4	-	0.8	17.8	21.7	3.7	10.1	-	-	-	-	-	-
20～29歳	77.7	71.6	4.0	2.1	15.4	17.8	2.8	8.5	-	-	-	-	-	-
30～39歳	72.2	84.8	8.3	4.4	15.0	4.4	3.4	6.1	-	-	1.1	0.3	-	-
40～49歳	81.5	88.2	10.4	5.9	3.1	3.1	3.4	2.6	-	-	1.1	0.2	0.6	-
50～59歳	74.2	91.3	15.8	3.3	5.8	2.7	1.7	2.1	-	-	2.1	0.6	0.4	-
60～69歳	79.3	88.5	13.1	5.7	2.1	3.2	2.1	0.6	-	0.6	2.8	1.3	0.7	-
70～79歳	76.7	71.1	16.3	8.9	2.3	4.4	-	4.4	-	-	4.7	4.4	-	6.7
80歳以上	37.5	80.0	25.0	-	12.5	-	12.5	20.0	-	-	12.5	-	-	-

消費者庁「平成29年度消費者意識基本調査」より作成

※消費者庁「平成29年度消費者意識基本調査」

全国の満15歳以上の日本国籍を有する10,000人を対象に、29年11月に行われた調査です。有効回収率は62.6%です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。なお、SNSはSocial Networking Serviceの略で、登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのこと（総務省）をいいます。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/research_report/survey_002/

台風シーズンですので、防災や安全対策の見直しを図り、万が一に備えておくことも大切です。

2018年9月

お仕事備忘録

1. 社会保険料 定時決定結果の反映（9月より）

2. 障害者雇用支援月間

3. 国民年金保険料の後納制度の終了

4. 内定式の準備

5. 防災や安全対策の見直し

1. 社会保険料 定時決定結果の反映（9月より）

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分（10月末納付）からです。従業員の給与からの社会保険料控除（翌月控除、当月控除）については各々の取扱いをご確認ください。

2. 障害者雇用支援月間

9月は障害者雇用支援月間です。平成30年4月には障害者雇用促進法の改正に基づき、新たに精神障害者が障害者雇用率の算定に加わるとともに、民間企業の障害者雇用率が2.0%から2.2%へと引上げになりました。また、平成33年4月までには2.3%への引上げも決定されていますので、雇用する障害者数が法定雇用率を満たしていない企業は、達成に向けた取組を強化していきましょう。

3. 国民年金保険料の後納制度の終了

過去5年以内の期間に納め忘れた国民年金保険料を納付できる後納制度が、平成30年9月30日で終了します。後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。後納制度を利用するためには、「国民年金後納保険料納付申込書」を提出します。なお、平成30年9月30日は日曜日のため、平成30年9月28日までに、年金事務所にて手続きを行う必要があります。

4. 内定式の準備

日本経済団体連合会の採用選考に関する指針に基づき、新卒者の正式な採用内定を10月1日とし、当日に内定式を予定されている企業も多いことでしょう。よって9月の早い時点で当日のスケジュールを検討し、内定者に通知を行うことが求められます。遠方から参加する学生については、宿の手配も必要になり、内定通知書の授与を行う場合はその準備、研修を行う場合は講師への依頼や資料の準備などがあります。是非とも、この内定式を交流の図れる機会としたいものです。

5. 防災や安全対策の見直し

【防災対策】

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。

☐ 大雨で雨もりがしてしまうかも！

施設や工場等、適宜点検・修理依頼をしましょう。

☐ 万が一が起きてしまう前に！

ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。

・非常時用の医薬品等の準備や使用期限等の見直し

・書類を重要度に応じた表示や区分をして整理

避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

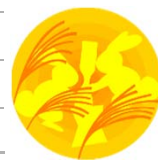
【交通安全運動】

秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日にかけて行われます。最近では自動車に限らず、自転車の交通安全に関する取組も進められています。自転車による事故であっても、加害者が高額な損害賠償を負うケースがあり、一部の地方自治体では自転車損害賠償保険の加入義務化を条例で定めています。業務や通勤で自転車を利用する場合は、この機会に安全運転の徹底と保険加入状況の確認をしておくようにしましょう。



2018.9

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れ等のトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もしておきましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	土	仏滅	
2	日	大安	
3	月	赤口	
4	火	先勝	
5	水	友引	
6	木	先負	
7	金	仏滅	
8	土	大安	白露
9	日	赤口	
10	月	友引	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（8月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	火	先負	
12	水	仏滅	
13	木	大安	
14	金	赤口	
15	土	先勝	
16	日	友引	●新卒高校生の採用選考・内定開始
17	月	先負	敬老の日
18	火	仏滅	
19	水	大安	
20	木	赤口	
21	金	先勝	●秋の全国交通安全運動（～30日まで）
22	土	友引	
23	日	先負	秋分 秋分の日
24	月	仏滅	振替休日
25	火	大安	
26	水	赤口	
27	木	先勝	
28	金	友引	
29	土	先負	
30	日	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（8月分）（10月1日期限）